

## 〈わたしの提案制度に関するご協力のお願いと制度の概要〉

## ◇はじめに

今回、要綱制定に至った経緯としましては、町事業に関する庁内の議論において、「わたしの提案（町長への手紙）」についての状況確認が行われたことがきっかけでした。

現状は、「わたしの提案」という制度ではありますが、いただくのはその多くが苦情、要望などで、匿名の一方的なものも数多くある中で、この事業が求めるものは何か、どういう状況が望ましいのかという議論になりました。

もちろん、広聴というくくりで考えれば、これらも当然受付けるべき対象ですが、制度としては、町職員とは異なる視点によって、町政運営の参考にあるいは町政に取り入れることができるような「提案」を求めてもいます。

そこで、そうした優れた提案を出していただいた皆さんにはお礼の意味で褒賞を差し上げてはどうか、また、そのことによって本来求める提案がより増えるのではないかという期待とともに、これまでは簡単な制度の設置要領であったものを要綱に格上げし、褒賞を授与するにあたっての条件や審査について新たに規定することになりました。

その上で、審査にあたっては町の部長級職員に加え、まちづくり推進会議の委員よりご協力いただける方を募ってはどうか、という木村町長の意見もあったことから、今回、お諮りさせていただく次第です。

## ◇制度についての概要説明（(3)以降は別紙1の流れ図に対応しています）

## (1)趣旨について

自治基本条例第20条第4項では、

「町民は、町に対し、まちづくりに関する施策、事業等の提案をすることができます。」と規定しています。

今回、優れた提案に対して褒賞することを考えた時、従前のおり気軽に意見等を出していただくことも当然できますが、ある程度しっかりした内容

の「提案」も出していただけるように、自治基本条例の規定を引用した趣旨としました。

#### (2) 提出方法について

提案等の提出方法は従来と変わりなく、郵送、持参、意見箱への投函や、ファクス、Eメールによることとしています。

#### (3) 受け付けについて

提案等については、町政に関するものであれば基本的には受け付けますが、内容が誹謗中傷のものや宣伝等の営利目的のもの、公序良俗に反するものは受け付けません。

#### (4) 回答について

基本的には、わたしの提案に対しては回答しますが、提案者が回答を希望していない時や連絡先等の記載がない場合は回答しないこととしています。

#### (5) 褒賞対象について

褒賞対象として審査にかけるわたしの提案は、具体的かつ建設的であって次の要件を全て満たすものとしています。（③以外は別紙2を参照ください）

- ①問題又は課題、改善案、改善後の効果の3項目が記載されている。
- ②氏名、住所、電話番号等連絡に必要な情報が正確に記載されている。
- ③特定の者の利害に関わらないものである。
- ④提案等に対する回答を求めている。
- ⑤褒賞について辞退していない。

これらの要件については、次のような意味を持っています。

- ①は提案するからには最低限記載していただきたい事項と考えています。

例えば、問題点だけの記載では、提案者としてどういった結果が望ましいと考えているかもわからないことになってしまうためです。

- ②は少なくとも回答を返す際には必要な事項と考えております。
- ③は個人や一部の方が有利になるような提案では問題があるためです。
- ④は回答の作成により、所管課等の考え方や現状が把握できるようにするため、これはあとでご説明する審査にも関係します。

⑤は町で用意する提案用紙やホームページのフォームなどで事前に確認ができるようにしておき、食い違いなどが生じないようにするものです。

#### (6) 審査会について

褒賞の対象になったわたしの提案は、1月から12月までを前・後期の2回に分けて審査を行います。

審査については、わたしの提案褒賞審査会を置き、そのメンバーによって評点（別紙3を参照ください）を付けることで褒賞の候補者を決めます。

審査会では候補者を決め、町長に報告するところまでを行い、最終決定は町長が行います。

褒賞については、前・後期の審査会ごとに会員の評点の合計をもとに平均点を算出し、7点以上となったものに1,000円相当の品を差し上げます。

さらに、これら7点以上の提案の中から年間で最も高得点だったものには、5,000円相当の品（例えば町の特産品など）を差し上げることを考えております。

なお、審査における配慮として、同じ方からの複数の提案が審査の対象となった場合には、全て審査を行った上で、さらに7点以上となるものが複数であれば、最も高得点の1件だけを褒賞候補とさせていただき、独占になることは避けたいと考えております。

#### (7) 褒賞の決定について

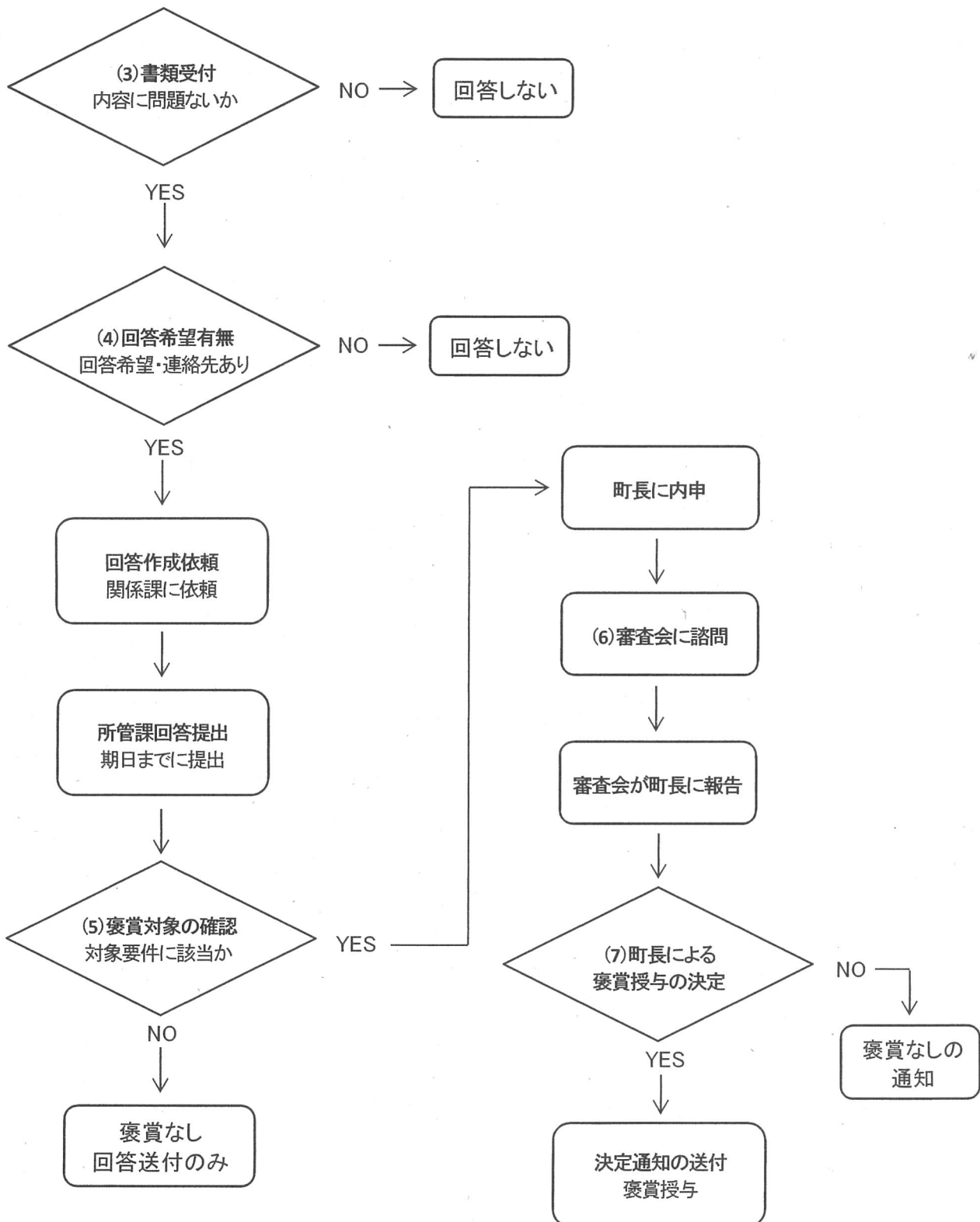
審査会の結果報告を受け、町長は決定通知書を褒賞の対象者に送ります。

以上が制度の概略の説明になりますが、今回、要綱本体については、法制担当による確認中のため、条文の形式でご提示できず申し訳ありません。

なお、実際にご協力をいただく時期は、現在の案のとおりとなった場合は、最初の審査会が本年7月に開催の予定となります。

ご協力いただく時期は半年ほど先になりますが、要綱の整備については、周知の関係から早急に行う必要があります、今回お諮りするものです。

## 「わたしの提案」処理の流れ



## わたしの提案・町長への手紙

氏名		年代	代	男・女
住所	寒川町	TEL	( )	

提案・意見をお書きください。

平成 年 月 日

件名 \_\_\_\_\_

問題又は課題 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_改善案 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_改善後の効果 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_

①、②それぞれ、希望するまたは希望しないを選んで○をつけてください。

①回答を 希望する ・ 希望しない

②褒賞の候補になった場合、受け取りを 希望する ・ 希望しない  
 (褒賞の詳細は裏面をご覧ください。)

※地図等、場所の明示が必要なときはこの面をお使いください。

◇わたしの提案制度運営要綱第4条の規定により受け付け、次の要件を全て満たした提案等は、褒賞の対象となります。

- (1) 問題又は課題、改善案及び改善後の効果が記載されていること。
- (2) 氏名、住所、電話番号等の連絡に必要な情報が正確に記載されていること。
- (3) 特定の者の利害に関わらないものであること。
- (4) 提案等に対する回答等を求めていること。
- (5) 褒賞を受けることを辞退する旨の意思を示していないこと。

◇褒賞対象となった提案等は、わたしの提案制度褒賞審査会における審査の結果をもとに、町長が褒賞（1,000円相当の品）の授与を決定します。

## わたしの提案褒賞候補審査票

採点者

台帳番号	審査内容	評点				合計点
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	経済効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	経済効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	経済効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	経済効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	経済効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	経済効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	経済効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	重要度	実施すべき	必要と思われる	効果はある	特に変わらず	
		4	3	2	1	
	実現性	直ちに実行可	準備を要する	検討が必要	低い	
		4	3	2	1	
	経済効果	大変大きい	大きい	多少の影響あり	特に変わらず	
		4	3	2	1	